

令和 5 年 度
津 山 市 農 業 委 員 会
(1 月 定 例 会 議 事 録)

令和6年1月10日(水) 14時00分～
津山市役所 本庁舎2階 大会議室
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数19名

出席委員(16名)

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 長森 健樹 | 2. 井家上 淑子 | 3. 山下 英男 | 4. 齊藤 主税 |
| 5. 土井 京三 | 6. 尾島 宏明 | 7. 甲田 勉 | 8. 坂本 弘治 |
| 9. 太田 裕恭 | 10. 吉野 夏己 | 11. 藤木 祥史 | 12. 高畑 亨 |
| 13. 植本 幸男 | 15. 仁木 紹祐 | 16. 児玉 伸正 | 19. 寺谷 政史 |

欠席委員(3名)

- | | | |
|-----------|----------|-----------|
| 14. 高山 武仁 | 17. 大峪 毅 | 18. 林田 繁隆 |
|-----------|----------|-----------|

事務局(8名)

尾埜 局長	大田 次長	定兼 主任	上谷 主任	北原 主任
小田 主任	亀澤 主任	大内 主事		

議 事

議案第 72号 農地法第3条の規定による許可申請承認について（委員会処分）

議案第 73号 農地法第4条の規定による許可申請承認について（市長処分）

議案第 74号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（市長処分）

議案第 75号 非農地証明願承認について

議案第 76号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第 77号 農用地利用集積計画の承認について

報告第 11号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第 12号 農地転用届出書の受理について

その他

議 事 録

別 紙 の 通 り

(14:00~)

尾 塚 局 長

定刻が参りましたので、令和6年1月の津山市農業委員会定例会を始めます。本日は、委員19名中16名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立いたします。

長 森 会 長

それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、長森会長にお願いいたします。

皆様明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願いたします。

今年地域計画における目標地図の作成ということで、委員の皆様には大変お世話になります。中心部の圃場整備がされた広い農地などの比較的営農がしやすい地域については、受け手の方もいらっしゃるかと思います。津山地域で一番心配なのは、山間部や谷あいの地域です。日当たりが悪く、狭小の農地が多い山間部の農地については中山間や多面的機能等の補助制度を活用し、農地として保全している状態だと思います。そういった耕作不便の農地を今後どう活用していくか、後継者や担い手を育成していくかといったことが必要ではないかと考えております。

運営委員会でも話が出ましたが、10年後の目標地図の作成を現在の状態から完璧に仕上げることは困難だと思います。中山間等の補助制度は5年ごとに見直しがあることから、そこを一つの目安として5年スパンで考えていくことも可能であるかと思います。いずれにしても、委員の皆様が担当されている地域の農業事情を把握され、地図作成等にご協力をお願いしたいと思います。

以上となります。本日も円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

先程開催された運営委員会の報告を尾島運営委員長よりお願いいたします。

尾 島 委 員

先ほど開催されました第10回運営委員会について、本日の定例会についてなど、事務局から相談、報告等を受けております。個々の案件につきましては、その都度、事務局から説明があると思いますので、よろしくお願いたします。

以上、運営委員会の報告とさせていただきます。

長 森 会 長

ありがとうございました。続きまして議事録署名人を指名させていただきます。

15番仁木委員、16番児玉委員よりお願いたします。

それでは、議案第72号農地法第3条の規定による許可申請承認について事務局から説明をお願いいたします。

事務局（津山）

それでは、議案第72号の説明をいたします。

今回、津山地区から10件、加茂地区から4件、勝北地区から4件、合計18件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから5ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1についてですが、勝部の70歳の女性から、志戸部の77歳自営業の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして1-2についてですが、岡山市中区の69歳の女性から、新田の69歳農業の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして1-3についてですが、中原の64歳の男性から、勝部の48歳会社役員の男性への新規就農による所有権移転です。営農計画書と計画どおり営農に取り組む旨の誓約書の添付をうけております。また、譲受人に対し、委員より面談を行っており、問題ない旨のご意見をいただいております。

続きまして1-4についてですが、岡山市北区に本店を置く株式会社から、日上の75歳農業の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして1-5についてですが、大阪府高槻市の60歳の女性から、上田邑の57歳会社員兼農業の男性への、贈与による所有権移転です。

続きまして1-6、1-7、1-8、1-9、1-10の5件についてですが、譲受人が同一のため一括して説明します。1-6の譲渡人は東京都狛江市の78歳の女性および兵庫県西宮市の76歳の女性、1-7の譲渡人は山方の82歳の女性、1-8の譲渡人は岡山市北区の65歳の男性、1-9の譲渡人

事務局（加茂）

は山方の57歳の男性、1-10の譲渡人は山方の67歳の男性、以上の譲渡人から小田中の40歳自営業の男性への増反による所有権移転です。

以上、津山地区の申請10件は全て、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

津山地区の説明は以上です。

続きまして、加茂地区の説明をいたします。

2-1、2-2の2件についてですが、譲受人が同一のため一括して説明します。2-1の譲渡人は妙原の74歳の女性、2-2の譲渡人は加茂町青柳の54歳の男性、以上の譲渡人から加茂町成安に事務所を置く、農事組合法人への新規就農による所有権移転です。営農計画書と計画どおり営農に取り組む旨の誓約書の添付を受けております。また、委員より問題ない旨のご意見をいただいております。

続きまして、2-3についてですが、細工町の79歳の男性から、加茂町知和の35歳農業の男性への増反による所有権移転です。

続きまして、2-4についてですが、兵庫県三田市の60歳の男性から、加茂町公郷の68歳農業の男性への、増反による所有権移転です。

以上、加茂地区の申請4件は全て、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

加茂地区の説明は以上です。

事務局（勝北）

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1についてですが、総社市の67歳の男性から、新野山形の74歳農業の男性への贈与による所有権移転です。

続きまして、4-2、4-3についてですが、譲受人が同一のため一括して説明します。4-2の譲渡人は千葉県浦安市の62歳の男性、4-3の譲渡人は大吉の69歳の男性、以上の譲渡人から市場の68歳農業の男性への新規就農による所有権移転です。営農計画書と計画書どおり営農に取り組む旨の誓約書の添付を受けております。また、委員より問題ない旨のご意見をいただいております。

続きまして、4-4についてですが、岡山市北区の55歳の女性から、下野田の45歳自営業の男性への新規就農による所有権移転です。営農計画書と計画書どおり営農に取り組む旨の誓約書の添付を受けております。また、委員より問題ない旨のご意見をいただいております。

以上、勝北地区の申請4件は、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

勝北地区の説明は以上です。

長 森 会 長

ありがとうございました。只今、事務局から説明がありました。それでは担当委員から意見をお願いします。

寺 谷 委 員

19番寺谷です。

1-1についてですが、現地を確認したところ、適正に管理をされておりました。問題ないと思います。

井 家 上 委 員

2番井家上です。

1-2についてですが、譲受人は和牛の繁殖経営をされており、地元の農地を譲り受けられるということですが、専門農家でもあるため問題ないと思います。

1-3についてですが、譲受人は会社を運営されています。新規就農であるため面談を行いました。申請地において、会社の従業員の方と営農されるということでした。問題ないと思います。

坂 本 委 員

8番坂本です。

1-4についてですが、譲受人は申請地である地元で農地を所有し、適正に耕作をされています。譲渡人についてですが、過去に当該申請地において転用申請を

	されていましたが断念をされ、今回の申請に伴って農地復旧の指導を行い、農地に復旧したことを確認しております。特に問題ありません。
長 森 会 長	1 番長森です。
	1-5 についてですが、林田委員がご欠席のため代わりに説明をいたします。申請について特に問題ないと林田委員から伺っております。
仁 木 委 員	1 5 番仁木です。
	1-6 から 1-10 についてですが、譲受人が同一のため一括して説明します。耕作が不便な場所で、中山間直接支払いや多面的機能もなく、また、環境保全組織もない所です。近年、譲受人が次々と農地取得及び管理をしてくださっており、地域としてもありがたいと思っております。問題ありません。
山 下 委 員	3 番山下です。
	2-1 から 2-2 についてですが、譲受人が同一のため一括して説明します。新規就農ということですが、和牛の肥育をされておられる農事組合法人であり、農地取得するための新規就農ということになります。問題ないと思います。
	2-3 についてですが、譲受人は最適化推進委員でもあり、一生懸命農業をされております。問題ありません。
児 玉 委 員	1 6 番児玉です。
	2-4 についてですが、譲渡人は県外在住であり、農地を処分したいということで申請がありました。現地も確認し、譲受人は適正に耕作されており問題ありません。
尾 島 委 員	4-1 についてですが、譲受人は適正に管理されておりますので、問題ありません。
齊 藤 委 員	4-2 及び 4-3 についてですが、譲受人はトラクター等を使用して実家の農地を耕作されております。所有農地がないため新規就農となっておりますが、適正に管理をされており、問題ありません。
土 井 委 員	4-4 についてですが、譲渡人は相続で農地を取得されましたが、市外に在住されており、農業ができないということで、農地と隣接する譲受人へ所有権移転するものです。
長 森 会 長	ありがとうございました。事務局の説明並びに担当委員のご意見はお聞きのとおりと思いますが、本案につきましてご質問、ご意見等ございますか。
	ありません。
長 森 会 長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
	ありません。
長 森 会 長	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
	それでは次に議案第 7 3 号農地法第 4 条の規定による許可申請承認について事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (津 山)	議案第 7 3 号の説明をいたします。
	今回、津山地区から 5 件、加茂地区から 2 件、勝北地区から 1 件の合計 8 件の申請です。議案書のページは 6 ページから 7 ページです。それでは、議案書をもとに説明します。
	1-1 番及び 1-2 番は所有者及び転用目的が同じであるため一括して説明いたします。1-1 番・神戸の田、839㎡、及び 1-2 番・神戸の田、614㎡についてです。農地区分は、第 1 種、第 3 種に該当しないため、第 2 種と判断しています。転用目的は、太陽光発電施設です。転用事業者は、神戸にお住いの男性です。転用事業者は高齢のため農地の管理が難しく、休耕田にしており、かつ、太陽光発電施設を設置・管理しやすい土地である申請地を有効利用する為、転用するものです。転用にあたり、土地の形状を変えるような造成は行わないため、土砂が流出することは無いと考えます。また、雨水については自然浸透で対応するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。吉井川井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、

転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

1-3番・瓜生原の田、241㎡の件です。農地区分は、農振除外された土地であり、集団的に存在している農地の区域内の農地であることから、第1種と判断しています。転用目的は、露天駐車場です。転用事業者は瓜生原にお住いの男性です。転用事業者は、農機具の大型化や家族の利用する乗用車の台数が増えたため、申請地を露天駐車場として利用するために転用するものです。転用にあたり、境界付近の西側は道路勾配に合わせて盛り土を行い、北・東側はコンクリート擁壁を設置する計画になっています。また、雨水については申請地内に水路及び沈殿柵を設け、既設の水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。下瓜生原農業水利組合から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「集落に接続して設置される日常生活上必要な施設」に該当しており、転用目的は農地区分からみて問題ないものと考えます。

1-4番・山方の畑、20㎡の件です。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、墓地です。転用事業者は山方にお住いの男性です。転用事業者は、管理のしやすい自宅近くの申請地を墓地用地として利用するために転用するものです。転用にあたり、墓地の外周にはコンクリートを打設し、内側は採石を敷く計画になっており、雨水については、自然浸透で対応するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

1-5番・上横野の畑、26㎡の件です。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、墓地及び墓地管理地です。転用事業者は上横野にお住いの男性です。転用事業者は、現在の墓地が山中にあり、維持管理に支障があるため、管理のしやすい申請地を墓地用地として利用するために転用するものです。転用にあたり、墓地の外周には巻き石を施工し、雨水については、自然浸透で対応するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。上横野町内会から差し支えない旨の同意書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

津山地区の説明は以上です。

事務局（加茂）

続きまして、加茂地区の説明をいたします。

2-1番・2-2番の2件についてですが、申請人が同一のため一括して説明します。加茂町青柳の田、276㎡及び1,266㎡の追認案件についてです。農地区分は農用地区域内にある農地であり、用途変更の承認を受けているため、農業施設用地と判断しております。転用目的は農業用倉庫及び牛舎で、施設の概要は、全高2.2m程度の農業用倉庫2棟及び鉄骨造平屋建て全高4.6m程度の牛舎です。転用事業者は、加茂町青柳にお住いの女性です。転用事業者が、申請地を相続した際に適正な手続きが行われていない事が判明したため、その是正のため、転用申請するものです。転用にあたり、境界部分については、南側にコンクリート擁壁・畔があり、雨水排水については、自然浸透及び既存排水路で対処しているなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状となっていることを確認しています。柿木田井手水利組合から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。農用地区域内農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「農用地利用計画において指定された用途」に該当しており、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

加茂地区の説明は以上です

事務局（勝北）

勝北地区の説明をいたします。

4-1番・西中の畑、200㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、個人事務所用露天駐車場です。転用事業者は西中にお住いの男性です。申請者の子が行っている個人事業所

に駐車場がなかったので新たに造設し、貸し付けるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既設のコンクリート擁壁を活用し、南側の低い土地へは石積をして土砂の流出を防ぎ、雨水は排水柵に流入するようにして隣接地及び排水路には直接流入しないようにするなど土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。西中下町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けています。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

議案第73号の説明は以上です。

長 森 会 長 ありがとうございます。続きまして、地区担当委員からご意見をお願いします。

高 畑 委 員 12番高畑です。

1-1及び1-2についてですが、現地を確認し、この申請内容によって周辺の農地や住宅に悪影響はないと思われます。

坂 本 委 員 8番坂本です。

1-3についてですが、事務局の説明のとおり特に問題はありません。内容については図面も確認しましたが、問題ないと判断しております。

仁 木 委 員 15番仁木です。

1-4についてですが、墓地であり、面積及び構造に問題ありません。

長 森 会 長 1番長森です。

1-5についてですが、事務局の説明のとおり問題ないと思います。

山 下 委 員 3番山下です。

2-1及び2-2についてですが、追認案件であり事務局の説明のとおり問題ないと思います。

尾 島 委 員 6番尾島です。

4-1についてですが、個人の事務所に駐車場がないとこのことで問題ありません。

長 森 会 長 ありがとうございます。事務局の説明並びに担当委員のご意見はお聞きのとおりと思いますが、本案につきましてご質問、ご意見等ございますか。

* ありません。

長 森 会 長 ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。

* ありません。

長 森 会 長 異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。

事務局（津山） 続きまして議案第74号農地法第5条の規定による許可申請承認について事務局から説明をお願いします。

議案第74号の説明をいたします。

今回、津山地区から所有権移転4件、使用貸借権1件、加茂地区から所有権移転1件、久米地区から所有権移転1件の、合計7件の申請です。議案書のページは8ページから10ページです。

1-1番・勝部の田、2,743㎡、所有権移転についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、特定建築条件付売買予定地の建売住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高約7.6mの建売住宅8棟及び道路で、全体の建ぺい率は28%です。転用事業者は、志戸部に本店を置く資本金の額500万円の有限会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分についてはコンクリート擁壁を設置し、雨水については、敷地内に側溝を設け既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。勝部水利組合から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

1-2番・高野本郷の雑種地、500㎡、使用貸借権設定の追認案件についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であることか

ら、第1種と判断しています。転用目的は、露天駐車場です。転用事業者は、沼にお住まいの男性です。転用事業者は、農地法を良く理解しておらず、農振除外の完了通知を受けて転用の手続きが終わったものと勘違いをし、露天駐車場を整備してしまっており、その是正のために申請をするものです。転用にあたり、境界付近には北側はコンクリート擁壁、南側は安定した畦畔があり、雨水については自然浸透で対応しているなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「集落に接続して設置される業務上必要な施設」に該当しており、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

1-3番・高尾の田、6,003㎡、所有権移転についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、工場用地で、施設の詳細は全高14.45mの工場1棟及び、全高8.15mの工場1棟です。転用事業者は、高尾に本店を置く資本金の額1億円の株式会社で、主な事業は建設業です。転用事業者は、事業拡張のため既存の工場の隣接地である申請地を取得し、工場を建てるために転用するものです。転用にあたり、境界付近には水路、又は擁壁を設け、盤面全体をアスファルトで舗装する計画になっています。雨水については、敷地内に設ける水路から既存の水路に排水し、雑排水については、合併浄化槽で処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。高尾上井堰水利組合から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

1-4番・大谷の田、804㎡、所有権移転についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であるため、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地4区画です。転用事業者は小原に本店を置く資本金の額200万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり境界付近は、隣接地と同じ高さに造成し、雨水については、既存の排水路に排水するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。さが井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

1-5番・東一宮の田、295㎡、所有権移転についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であるため、第3種と判断しています。転用目的は一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高約7.1mの居宅1棟及び、全高約2.9mのカーポート1棟で、建ぺい率は26.6%です。転用事業者は、東一宮にお住まいの男性です。現在アパートに住んでおりますが、子供の成長に伴い手狭となったため、申請地を買い受け、居宅を建てるため転用するものです。転用にあたり境界部分には東・南側はコンクリート擁壁が設置してあり、北・西側は隣接地と同じ高さのため、そのまま利用する計画になっています。また、雨水については既存の排水路に排水し、生活雑排水については合併浄化槽で処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

津山地区の説明は以上です。

事務局（加茂）

続きまして、加茂地区の説明をいたします。

2-1番・加茂町公郷の雑種地、155㎡、所有権移転についてです。こちらは、追認案件になります。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は露天駐車場です。転用事業者は、加茂町公郷に事務所を置く地縁団体です。転用事業者は申請地を適切な手続きを経ず、露天駐車場として利用しており、その是正のために転用申請するものです。転用にあたり、境界部分については、形状の変更は行わず、雨水排水については、自然浸透させているな

				ど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状となっていることを確認しています。土地改良区には未所属です。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。
				加茂地区の説明は以上です。
事務局（久米）				続きまして、久米地区の説明をいたします。
				5-1番・里公文の畑、177㎡の所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造二階建て全高8.5mの居宅1棟で、建ぺい率は27%です。転用事業者は、川崎にお住いの男性です。現在、アパートで妻と生活しておりますが、来年の第一子誕生予定に伴い、将来のことを考え実家の隣接地である申請地へ居宅を建てるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、南側は既存の擁壁を利用し、北側は隣接地のほうが高く、雨水排水については、既存の道路側溝に排水、生活雑排水は合併浄化処理層で処理して排水することにより、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。幻住寺池土地改良区から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。ほかに代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。
				議案第74号の説明は以上です。
長寺	森谷	会長	委員長	ありがとうございました。続きまして、担当委員からご意見をお願いします。
				19番寺谷です。
				1-1についてですが、現地を確認しましたが、隣接地への影響もないと考えております。
甲	田	委員	委員	7番甲田です。
				1-2についてですが、露天駐車場として使用されており、現況が変わることはないため、近傍農地への悪影響はないと考えます。追認案件であり問題ないと思います。
高	畑	委員	委員	12番高畑です。
				1-3についてですが、事務局の説明のとおり問題ないと思います。
坂	本	委員	委員	8番坂本です。
				1-4についてですが、事務局の説明のとおり問題ないと思います。
仁	木	委員	委員	15番仁木です。
				1-5についてですが、第三種農地であり、宅地化が進んでいる場所であり、問題ありません。
児	玉	委員	委員	16番児玉です。
				2-1についてですが、追認案件であり、事務局の説明のとおり問題ないと思います。
太	田	委員	委員	9番太田です。
				5-1についてですが、事務局の説明のとおりであり、現地も確認しましたが、特に問題はありません。
長	森	会長	委員長	事務局の説明並びに担当委員のご意見はお聞きのとおりと思いますが、本案につきましてご質問、ご意見等ございますか。
				ありません。
長	森	会長	委員長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
				ありません。
長	森	会長	委員長	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
				続いて議案第75号非農地証明願承認について、筆頭者から説明をお願いします。
井	家上	委員	委員	2番井家上です。
				1-1についてですが、最適化推進委員が現地確認を行い、自宅に入る進入路ということで問題ないと思います。
植	本	委員	委員	13番植本です。

長 森 会 長	大塚委員がご欠席のため代わりに説明いたします。 5-1についてですが、進入路として使用されており問題ないと思います。 筆頭者の説明はお聞きのとおりですが、本案について何かご質問やご意見はございますか。
* 長 森 会 長	ありません。
* 長 森 会 長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
長 森 会 長	ありません。
高 畑 委 員	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。 続きまして、議案第76号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、筆頭者から説明をお願いします。
坂 本 委 員	12番高畑です。 1-1についてですが、現況は原野化しており、雑木も生えている状況です。所有者も高齢であり、やむを得ないと判断しております。
児 玉 委 員	8番坂本です。 1-2についてですが、現地を確認し、農地への道も狭く、耕作は適さない場所だと思えます。原野化しており、問題ないと思えます。
植 本 委 員	16番児玉です。 2-1についてですが、現地を確認し、進入路が狭く機械も入れず、山林原野化して農地に復旧することも難しいと判断しております。
長 森 会 長	13番植本です。 大塚委員がご欠席のため代わりに説明いたします。
* 長 森 会 長	5-1及び5-2についてですが、山林原野化しており農地復旧は難しいと伺っております。
* 長 森 会 長	ありがとうございます。只今、筆頭者の委員の方から説明がありましたが、本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。
事 務 局	ありません。 ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
長 森 会 長	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。 続きまして、議案第77号農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。
* 長 森 会 長	議案第77号農用地利用集積計画の承認について、説明いたします。
* 長 森 会 長	議案書のページは、14ページから16ページです。14ページに集計表を載せております。今回の利用集積計画は、貸借権によるものが津山地区7筆、加茂地区1筆、阿波地区4筆、勝北地区1筆、久米地区10筆の合計23筆です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。
事 務 局	議案第77号の説明は以上です。 議案の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。
長 森 会 長	ありません。
* 長 森 会 長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
* 長 森 会 長	ありません。
事 務 局	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。 続きまして、報告第11号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について事務局から説明をお願いします。
	報告第11号について説明します。議案書のページは17ページから21ページです。今回は、相続によるものが13件50筆となっております。また、届出があった農地のうち現況が無断転用または、雑草繁茂だったものにつきましては、適正な手続きまたは管理をするよう通知しております。その他詳細は議案書のとおりで

長 森 会 長
長 森 会 長
事 務 局

す。
報告第11号の説明は以上です。
議事はここで終わりましたが、委員の皆様から何か審議が必要な事案はありますか。
ありません。
ないようですので事務局から次回の開催について説明をお願いします。
次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。
次回、2月の定例委員会ですが、令和6年2月13日火曜日午後2時より、市役所本庁舎2階大会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回、2月の定例委員会ですが、令和6年2月13日火曜日午後2時より、市役所本庁舎2階大会議室で行います。運営委員会は、午後1時30分から農業委員会室で行いますので、運営委員さんにおかれましては、市役所本庁舎4階農業委員会室に午後1時30分までにお越しください。また、農業委員の皆様におかれましては、風邪の症状などの体調不良の場合は、参加の自粛いただくとともに健康管理の徹底をお願いいたします。
ありがとうございました。それではこれもちまして定例会の審議を終了いたします。

(15:00終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名する。

会 長 長 森 健 樹

署 名 委 員
